



連合
大阪

中小組合News

「中小受託取引適正化法」の概要

中小の労働条件改善のために

連合大阪 労働政策・中小支援・ジェンダー平等推進グループ 竹尾 稔

2026春季生活闘争はこれから大手組合がヤマ場を迎え、その後中小組合の交渉が本格化する。連合では、中小企業が利益を確保し、賃金や労働条件を向上させるためには、取引慣行の見直しや労務費の適切な転嫁が不可欠であると本年の春闘方針でも記載している。

そこで今回は、2026年1月1日に施行された「中小受託取引適正化法（以下、取適法）」の概要を記載する。

取適法とは

取適法は、従来の「下請法」を時代に合わせて見直し、強化させた法律である。最大の目的は、サプライチェーン全体で委託事業者（発注者）から中小受託事業者（受注者）への適切な価格転嫁を定着させ、中小企業の利益を保護することだ。

背景にあるのは、物価高騰などの環境変化があるにもかかわらず、中小企業が不当な価格据え置きやコスト削減を強いられやすい現状だ。法名称から「下請」の言葉が消え「中小受託取引適正化法」となったことから、対等なビジネスパートナーとしての取引関係の構築をめざす姿勢が見受けられる。

下請法からの 主な改正ポイント

今回の取適法での主な変更点は、次のとおり。

（1）法律用語の変更

①下請代金⇒製造委託等代金

②親事業者⇒委託事業者

③下請事業者⇒中小受託事業者

※法律名は、前述のとおり

（2）適用対象の拡大

適用対象となる事業主の基準に、従来の資本金額などによる基準に加えて、新たに従業員数による基準を追加。従業員数300人（役員提供委託などは100人）の区分が新設され、規制および保護の対象が拡充された。

また、適用対象となる取引に、製造・販売などの目的物の引き渡しに必要な運送の委託が追加されている。

（3）禁止行為の追加

代金の額に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明または情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定は禁止。

また、代金の支払手段についても、手形払は禁止。その他の支払手段（電子記録債権や一括決済方式など）につい

ても、支払期日までに代金の額に相当する額の金銭を得ることが困難なものは禁止。

（4）面的執行の強化

事業所管省庁で、取適法に基づく指導および助言が可能に。さらに、中小受託事業者が違反事実を情報提供しやすい環境を確保するため、執行機関に申し出たことを理由にした不利益な取り扱いが禁止（報復措置の禁止）されており、この情報提供先に公正取引委員会および中小企業庁に加え、事業所管省庁を追加した。

違反した場合の 罰則など

取適法に違反した場合、公正取引委員会や中小企業庁から以下の措置が取られる。

（1）勧告の公表

委託事業者が取適法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう勧告・公表。

（2）50万円以下の罰金

「発注内容等の書面または電磁的方法による明示義務違反」、「取引内容を記載・記録した書類または電磁的記録の作成・保存義務違反」、「報告

徴収に対する報告拒否・虚偽報告、「立ち入り検査の拒否、妨害・忌避」などの違反行為が行われた場合、違反者である個人、委託事業者である法人も罰せられる。罰金の上限額は、最高50万円。

チェックリストの活用を

連合は、賃上げに向けた基盤

整備として、本春闘にあわせて「取引適正化・価格転嫁に関するチェックリスト」を作成し、活用を呼びかけている。事業主はもちろん、労働組合ができる項目として、「しわ寄せ防止総合対策として、働き方を阻害する不当な行為（無理な発注、買いたたきなど）をしないよう、関係部門や調達部門などに周知徹底している」、「経営協議会や

労使協議会などで、会社・事業所の対応状況を点検している」などを記載している。

自社の取り組み状況を点検し、発注者、受注者双方の立場から、価格転嫁・適正取引を推進していこう。

〈引用〉

中小受託取引適正化法ガイドブック『「下請法」は『取適法』へ（公正取引委員会）

すべてチェック☑をつけることができるか確認しましょう！

労働組合

事業主

		労働組合	事業主
宣言	① パートナーシップ構築宣言を実施済である。	受 発	— □
取適法	② 2026年1月1日に施行される「中小受託取引適正化法（取適法）」の内容を理解しており、関係部署や調達部門などに周知徹底している。	受 発	□ □
指針	③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の内容を理解しており、関係部署や調達部門などに周知徹底している。	受 発	□ □
価格交渉	④ 価格交渉促進月間（3月・9月）を知っている。	受 発	— □
	⑤ 直近1年間で、取引先との価格交渉を実施した。	受 発	— □
	⑥ 価格転嫁すべき費用の目安額を把握し、次の価格交渉の準備ができている。	受 発	□ □
	⑦ 価格交渉および価格転嫁の実施状況について、業種別ランキングにより所属する業種・業界の立ち位置を把握している。	受 発	□ □
ガイドライン等重点課題	⑧ （所属する業種・業界に）「業種別ガイドライン」や「自主行動計画」があり、その内容を理解している。	受 発	□ □
	⑨ しわ寄せ防止総合対策として、働き方を阻害する不当な行為（無理な発注、買いたたきなど）をしないよう、関係部門や調達部門などに周知徹底している。	発	□ □
公表資料	⑩ （中小企業庁）価格交渉・価格転嫁の評価を記載した実名リストについて、その内容を理解し、労使で点検している。	発	□ □
	⑪ （公正取引委員会）価格転嫁円滑化に関する特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表について、その内容を理解し、労使で点検している。	発	□ □
協労使	⑫ 経営協議会や労使協議会などで、会社・事業所の対応状況を点検している。	受 発	□ —

働く人向けの情報満載！連合ホームページをぜひご覧ください！
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/>



: 受注者



: 発注者